

訪問介護
訪問入浴介護
福祉用具貸与
特定福祉用具販売

介護サービス事業所 各位

松山市若年がん患者在宅療養支援事業へのサービス提供事業者の登録について

令和2年6月1日付で文書を送付させていただいており、再度のご案内になりますが、本市では、今年度から一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断した若年のがん患者のうち、他の支援制度の対象とならない方が、自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅で利用する介護サービスの利用料を助成する「若年がん患者在宅療養支援事業」を実施することとなりました。

本事業は、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等のうち、本事業へご登録いただいたサービス提供事業者が行う居宅サービスを支援対象としております。

詳細につきましては、別紙事業概要等及び下記 HP に掲載していますので、内容をご確認いただき、本事業へのご理解・ご協力をお願いします。

記

松山市若年がん患者在宅療養支援事業（松山市 HP）

↓↓↓

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryo/zukuri/youngcancer.html>

《お問合せ先》

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5

松山市保健所 健康づくり推進課

健診担当

Tel : 089-911-1819

松山市若年がん患者在宅療養支援事業

1. 若年がん患者在宅療養支援事業とは

「がん」は、我が国で2人に1人がかかるといわれ、死亡原因の第1位になっている中、本市の若年のがん患者が、自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう、がん患者等（がん患者及びその家族等）の負担軽減を図るため、がん患者が利用する訪問介護サービス等に対して、その利用料の一部を助成します。

2. 支援事業の対象となる方は

次の(1)～(4)のいずれにも該当する方です。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、次の●のいずれかに該当する方
 - 20歳以上40歳未満の方
 - 18歳以上20歳未満の方のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けられない方
- (2) 一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したがん患者
- (3) 在宅療養上の生活支援又は介護が必要な方
- (4) 他の事業により、同様のサービスの利用を受けることができない方

3. 支援事業の対象となるサービスは

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与

対象品目	車椅子	手すり（工事を伴わないもの）
	車椅子付属品（電動補助装置等）	スロープ（工事を伴わないもの）
	特殊寝台	歩行器
	特殊寝台付属品（サイドレール等）	歩行補助つえ
	床ずれ防止用具	移動用リフト（つり具を除く）
	体位変換器	自動排泄処理装置

- (4) 特定福祉用具販売

対象品目	腰掛便座	簡易浴槽
	自動排泄処理装置の交換可能部品	移動用リフトのつり具の部分
	入浴補助用具	

4. 助成額・助成上限額は

対象サービス利用料（1ヶ月上限6万円）の9割相当額を助成

※生活保護受給者は上限内の全額（10割）を助成

（参考）生活保護受給者以外の方の1月当たりの助成上限額

1月当たりのサービス利用料上限 60,000円 × 0.9 = 54,000円

5. サービス提供事業者とは

介護保険法に基づく指定事業者の中から届出に応じて、本事業のサービス提供事業者を登録します（※届出書は事業所毎に1枚必要です）。

サービス提供事業者の選定は、登録事業者の中から、本事業の申請者自身が選定・契約していただきます。

6. 申請及び助成金の支払方法は

(1) 申請

- ①申請者：対象となるがん患者及びその家族
- ②申請書類：申請書、意見書（主治医が記載したもの）

(2) 助成金の請求及び支払

申請者から委任を受けたサービス提供事業者からの請求により、市がサービス提供事業者に直接支払います。

7. 支援事業の有効期間は

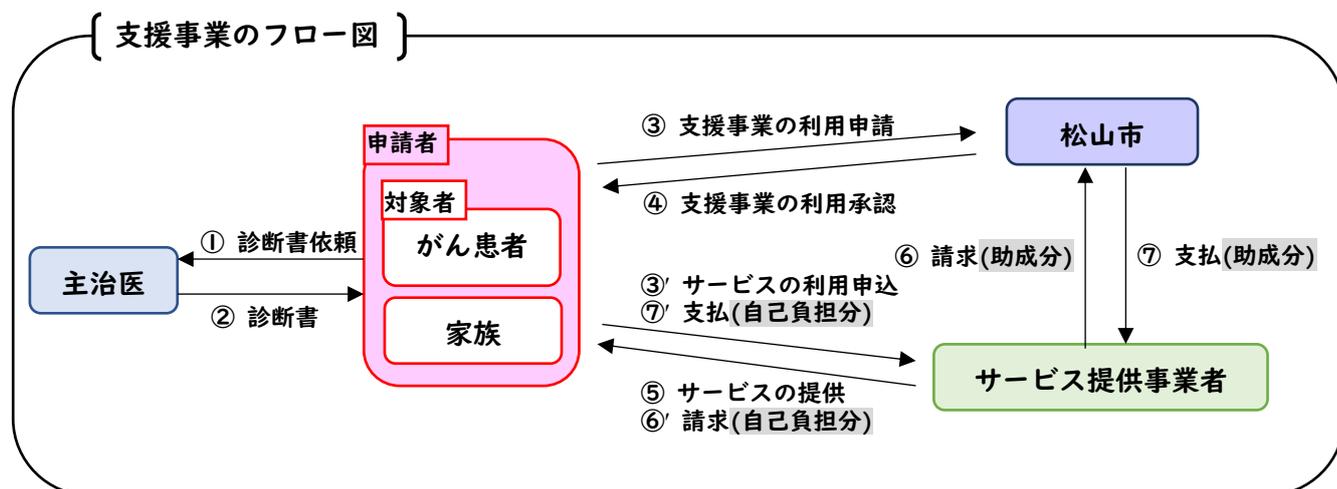
(1) 始期

申請日以降のサービス利用開始（予定）日

(2) 終期

有効期間の始期から1年間または対象者の40歳の誕生日の前々日まで
 （※有効期間満了日以後も本事業の対象となる場合は、再申請可。）

8. 支援事業の主な流れは



9. 申請先・お問合せ先

松山市保健所 健康づくり推進課 健診担当

〒790-0813

松山市萱町6丁目30番地5

松山市保健所・消防合同庁舎1階

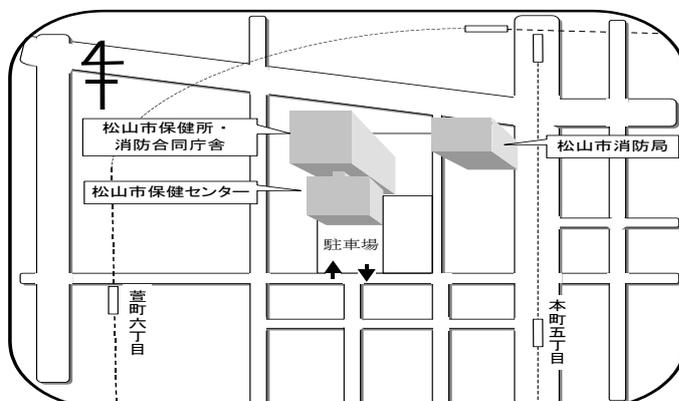
開庁時間:平日 8:30~17:15

(土日・祝日・年末年始を除く。)

TEL:089-911-1819

FAX:089-925-0230

E-mail アドレス:kenkou@city.matsuyama.ehime.jp



始まりました

松山市

若年がん患者

在宅療養支援事業

住み慣れた自宅で

自分らしく安心して日常生活を送ることは
私たちみんなの願いです

松山市では、介護保険制度などの対象にならない若年のがん患者さんとそご家族の負担を軽減するため、在宅療養に必要な訪問サービスや福祉用具の利用料を助成します。

詳しくは裏面をご覧ください

対象となる方 ※下記●のいずれにも該当する方

- 松山市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する方
- 〔・20歳以上40歳未満の方
・18歳以上20歳未満の方のうち、小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けられない方〕
- 医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者の方
- 在宅療養上、生活支援や介護が必要な方
- 他の事業で同様のサービスの利用を受けることができない方

対象となるサービス

福祉用具貸与



訪問介護



訪問入浴介護



福祉用具販売



《福祉用具貸与対象品目》

- ・車椅子
- ・特殊寝台
- ・床ずれ防止用具
- ・手すり(工事を伴わないもの)
- ・歩行器
- ・移動用リフト
- ・車椅子付属品(電動補助装置等)
- ・特殊寝台付属品(サイドレール等)
- ・体位変換機
- ・スロープ(工事を伴わないもの)
- ・歩行補助つえ
- ・自動排泄処理装置

《福祉用具販売対象品目》

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分

- 利用者は、対象サービスの利用料(1ヶ月上限6万円)の1割相当額をサービス提供事業者へ支払います。(残り9割相当額は、松山市からサービス提供事業者へ支払います。生活保護受給中の方は、1ヶ月の利用料が6万円以内の場合は自己負担はありません。)
- 1ヶ月上限額を超えてサービスを利用した場合は、超過額が全て自己負担になりますので、ご注意ください。

申請及びお問合せ

松山市保健所 健康づくり推進課

〒790-0813 松山市萱町六丁目30-5

☎ 089-911-1819

E-mail kenkou@city.matsuyama.ehime.jp

HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryozukuri/youngcancer.html>

松山市 若年がん

検索